

## 兵庫医療大学自己点検・評価規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学則第2条第2項の規定に基づき、兵庫医療大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）に関する必要な事項を定める。

### (自己点検・評価の実施)

第2条 本学は、原則として5年ごとに自己点検・評価を実施し、自己点検・評価結果を報告書にまとめる。

### (組織)

第3条 本学は、自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

② 自己点検・評価委員会については、別に定める。

### (自己点検・評価項目)

第4条 基本的な自己点検・評価項目は、次のとおりとする。

- 1 大学・学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標に関すること
- 2 教育研究組織に関すること
- 3 教育内容・方法等に関すること
- 4 学生の受入れに関すること
- 5 教員組織に関すること
- 6 研究活動及び研究環境に関すること
- 7 施設・設備等に関すること
- 8 図書館及び図書・電子媒体等に関すること
- 9 社会貢献に関すること
- 10 学生生活に関すること
- 11 管理運営に関すること
- 12 財務に関すること
- 13 事務組織に関すること
- 14 情報公開・説明責任に関すること
- 15 その他必要な事項

② 前項に規定する項目の追加は、自己点検・評価委員会において行う。

### (自己点検・評価結果の公表)

第5条 学長は、第2条に規定する報告書を本学教職員に配布するとともに、学外にも公表する。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 学内の各部署は、自己点検・評価結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。